

鳥取県教育委員会告示第20号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年9月17日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
井手挾3号墳出土埴輪一括		米子市中町20 米子市立山陰歴史館 米子市福市281 米子市埋蔵文化財センター
一 形象埴輪		
盾持人	3 箇	
小型人物	1 箇	
鹿（大）	1 箇	
鹿（小）	1 箇	
水鳥（大）	1 箇	
水鳥（小）	1 箇	
鶏	1 箇	
形象埴輪残欠		
二 円筒埴輪		
普通円筒	20 箇	
朝顔形円筒	2 箇	
円筒埴輪残欠 （平成4年度調査出土遺物）		

工芸品の部

名称	員数	所在の場所
松に猿嵌木丸額	1 面	鳥取市覚寺堤下1-55-1 渡辺美術館

建造物の部

名称	員数	所在の場所
桑田家住宅及び醤油醸造施設		倉吉市東仲町2591、2592、2595、2596、2599、2600
主屋	1 棟	
西土蔵	1 棟	
作業場	1 棟	
倉庫	1 棟	
物置	1 棟	
煙突	1 基	
附 透視図（大正年間）	1 枚	
宅地（塀、裏門及び石橋を含む。）	1,259.9㎡	
高田酒造（高田家住宅及び醸造施設）		倉吉市西仲町2633

主屋	1棟	
茶室	1棟	
待合	1棟	
仕込蔵	1棟	
新蔵	1棟	
窯場・麴室	1棟	
会所場	1棟	
ふなば・試験室	1棟	
附 棟札 (天保14年)	1枚	
附 家相図 (明治14年)	1枚	
宅地 (裏門、塀及び石橋を含む。)	974.7㎡	